

平成28年（行ウ）第9号 権利変換計画不認可処分取消等請求事件

原告 新町西地区市街地再開発組合

被告 徳島市

原告準備書面（6）

平成29年2月9日

徳島地方裁判所 第2民事部合議B係 御中

原告訴訟代理人弁護士 坂和章平



同 坂和宏展



本書面では、被告市が平成29年1月25日に「新ホール」の建設地として3件の候補地を選定したとの報道（甲49号証の1、2、甲50号証、原告準備書面（5）9頁以下）に関連して、「新ホール」についての有識者会議の提言書（甲39号証）がまとめられるについての有識者会議の会議録（甲51号証～甲54号証）を引用しつつ、被告市が本件事業の「代替案」として進めている「新ホール」整備の計画が、到底、本件事業と比較しうるレベルに至っていないこと、逆に言えば、徳島市において旧文化センターに代わる新たな音楽・芸術ホールを整備する以上は現在の本件事業をそのまま進めるのが内容的にも期間的にも費用的にも最良の政策であることを補足主張する。

第1 有識者会議におけるホール建設地の議論について

- 1 新たなホールを整備するにあたっては、まず「どこに作るか」が最重要かつ

出発点の論点であることは言うまでもない。建設地が決まらなければホールの規模・客席数等も決めることができないし、付属施設をどうするか等も決めることができない。このことは、有識者会議においても「建設場所が決まったら、あとはその場所に合わせた設計となる。決まらなると何も議論が進まない。」

(甲51号証の1・3頁・E委員)、「敷地が決まらなると、建てる検討も何も無いと思う。」(同・8頁・A委員)、「場所が決まらなると前に進まない。」(甲52号証・7頁・J委員)、「場所が決まらなるとどうにもならない。」(同・8頁・E委員)等と繰り返し指摘されていたとおりである。

2 建設地については、委員からも、以下のように、本件事業の続行として新町西地区で新ホールを整備すべきだとの声が繰り返し上がっていた。

(1)「西新町の場所は交通の便が良いので期待する人も多かった。」(甲52号証・7頁・E委員)

(2)「西新町も候補地にいれておいてはどうか。最初から無いものと決めつけず、候補地としてはありだと思ふ。」(甲53号証・11頁・G委員)

(3)「市内の中心地にホールを作るのは理想的なあり方だと思ふ。だから、(新町西地区を)候補地の選択肢のひとつに入れて当然である。」(同・12頁・D委員)

(4)「西新町も候補地の案としてあるとよいと思ふ。」(同・12頁・E委員)

(5)「場所の選定について、西新町地区を新たなホールの候補地から除かないでほしい。あれだけ利便性の良い場所はない。総合的に判断して、市民のために、どこが良いか考えたら、西新町地区を候補地から除くべきではない。」(甲54号証・2頁・C委員)

3 これに対して、新町西地区に新ホールを整備すべきという意見に対する反対はない(ただし、委員長は、「西新町地区でホールを建設する場合、高さ制限の問題は出てくる。」と述べている(甲54号証・6頁)が、これは本件事業による新ホール整備であればクリア済みの問題に過ぎない)。他方、他の場所

を候補地として積極的に推奨する意見はまったく出ていない。

- 4 にもかかわらず、結局、提言において候補地が明言されなかったのは、この有識者会議が、本件事業の「白紙撤回」ありきという遠藤氏の政策によって立ち上げられたため、「新町西地区はあり得ない」ことを大前提としていたためである。このことは、「(新ホールの整備を中心とする本件事業について) 市長が交代し事業からは撤退し、ホール事業については新たに考え直すという状況である。そのなかで、すぐに場所も決めて、どのようなホールをどこにつくるという計画については、現在未定である。」(甲51号証の1・10頁・事務局)、「候補地は現在のところ未定である。」(甲52号証・1頁・事務局)等の被告市の発言から明らかである。

第2 有識者会議の議論が深まらなかった原因について

- 1 有識者会議の議論が深まらなかったこと及びそれが新聞報道等でも指摘されていることについては既に述べた(原告準備書面(4)14頁)が、委員からも、「我々にどこまで決めてほしいのか。」(甲53号証・7頁・G委員)等と有識者会議のあり方について疑問を呈する意見が述べられていた。
- 2 そのため、まず前提となるべき建設候補地についても、前述のとおり、新町西地区以外の候補地は全く俎上にのぼらなかったにもかかわらず、単に「候補地は未定」という前提で、建設候補地については、今後、「透明性のある選定プロセス」を踏んで決めてもらいたい(甲39号証・2頁)という、結局、「何も言っていないのと同じ状態」で終わってしまっている。
- 3 客席数にしても、「全国ツアー等のイベントを呼ぶには2000席ほしい」「音楽だけを考えると1800席が便利」「市民利用という点では1200席～1500席が使いやすいサイズである」「理想としては1800席と500席の組み合わせである」等、議論がまったく固まらず(甲52号証・1～3頁、5～6頁等)、結局、提言においても、これらの意見を羅列するだけに留まる

こととなった（甲39号証・3頁）。

- 4 このように議論が深まらなかった原因は、被告市が有識者会議に対して適切な方針の指示をせず、しかも「本件事業の白紙撤回」については大前提として遵守させながら、わずか1ヶ月間の間に1回2時間の会合を4回開いただけの急造の有識者会議に議論を「丸投げ」したことにある。言い換えれば、有識者会議は、「このようなありきたりの内容しか提言しようがなかった」のである。

第3 有識者会議における議論を検討すれば、結局「本件事業を推進して新ホールを整備する」という政策が最適な結論となることについて

- 1 以上のとおり、有識者会議における議論は深まらないままであったが、その背景事情を踏まえて有識者会議の議論の中身を検討すれば、結局のところ、新ホールの整備については、本件事業を推進し、その中で新町西地区に建設することが最適な結論となることは、以下のとおり明らかである。
- 2 前述のとおり、候補地として新町西地区を推す意見は有識者の中にも多く、他方で、例えば本件事業で新たなホールを一体的に整備する方針が決まる前の候補であった旧動物園跡地等、他の候補地を積極的に挙げた委員はいなかった。
- 3 また、有識者会議の提言では、「これまで長年にわたり検討を行い、まとめられたホールの基本理念及び基本方針等を継承し、策定された基本構想、整備計画を必要な修正のみとすれば、整備期間を短縮することが可能となります。」とまとめられている（甲39号証・4頁）。これは、言葉どおり取れば、提言書（同・1頁）及び被告市が有識者会議に対してまとめた資料（甲51号証の2・1頁目）にある「市民の芸術文化拠点」「創造・交流・鑑賞」という余りにも抽象的な「基本理念」「基本方針」ということになるが、それでは有識者会議が実質的に何も述べていないことになる。
- 4 この点、新聞記者による有識者会議委員や被告市事務局担当者に対する取材を経た新聞記事（甲42号証の2、3）には、これらの「継承」の対象となる

のは「新町西地区再開発事業で計画された音楽・芸術ホールの整備案」のことで、これを「踏襲すれば整備期間が短縮でき、2023年度に開館できる。」との趣旨であると明確に理解されている。

- 5 この有識者会議は、前述のとおり、あくまで被告市（遠藤市長）による本件事業の「白紙撤回」の方針の下で、「新ホールは新町西地区には作らない」という「結論ありき」のものであった。そのため、会議中には何度も多数の委員から「新町西地区も候補地に入れるべき」との意見が上がったにもかかわらずその意見は提言に盛り込まれず、ただ「まず、建設場所を早急に決定することが必要です。」（甲39号証・2頁）と指摘されるにとどまり、また、本件事業の「復活」「再開」につながるような表現はまったく用いられていない。
- 6 しかし、建設候補地等について被告市に「何のプランもないまま、何かしないといけないから会議を開いたようにも感じられた。」（吉森委員）、「市の意向が分からないままで、（提言は）委員の要望を網羅しただけに終わった。」（森委員。甲42号証の3）という委員らの「本音」は、結局「新町西地区で計画された音楽・芸術ホールの整備案」を継承し、「新町西地区を候補地として」、新たなホールの整備を行うのがもっとも早く、これまでの長年にわたる議論が集約された理想的なホールができるものである、すなわち、「本件事業を推進することが最も最適な結論である（というよりも、それ以外の具体的なプランを提言することは不可能である）」ということに集約されるものと推察される。
- 7 以上を総括して、直裁的かつ簡潔に委員らの「本音」をまとめると、「新たなホールは、本件事業を推進して新町西地区に作る以外にあり得ないが、被告市が『それは言うな』と指示する以上、他に具体的なプランも出せなかったのもので、抽象的な要望を網羅することしかできなかった」ということになる。

第4 まとめ

- 1 以上のとおり、急造の有識者会議における議論は結局「何も言っていない」

と言わざるを得ないが、有識者会議がそのようにせざるを得なかった原因を検討すれば、結局「本件事業＝新町西地区市街地再開発事業における新ホール整備」を超える提案が出なかったということに他ならない。これは、本件事業が長年の議論の積み重ねの上に都市計画、組合設立・事業計画認可、地権者の合意形成、具体的設計等の過程を経て完成されたものである以上、当然のことである。このことから見ても、本件事業の「白紙撤回」が、政策として「誤り」であることは明らかである。

2 被告市は、今後、3件の候補地について「10名程度の外部有識者による選定委員会」を立ち上げ選定すると説明している（甲49号証の1）。しかし、このようなプロセスが何ら有効な議論につながらないことは、新ホールの有識者会議の実体を見ても明らかであり、結局、これまでに数十年にわたって積み重ねられた議論を逆戻りさせるだけでしかない。このようなやり方では、被告市が掲げる「2023年度に新ホール開館」など到底実現不可能であり、被告市が真に「市には早期に新たなホールが必要」と考えるのであれば、本件事業を推進する以外に合理的な政策はあり得ない。

3 費用面を考えても、「再開発事業のホール整備費の156億円を超えると、事業を白紙にする意味が問われよう。」（甲50号証）とマスコミから指摘されているとおりである。しかも、すでに述べたように、この「156億円」という数字は、国からの30億円の補助金を受けることが前提であるが、被告市の「代替案」は、言葉の上では「県市協調」がうたわれているものの、具体的に県がどの程度整備費を負担するのかといった議論には一切踏み込まれておらず（県という相手方がある話である以上、当たり前である）、結局のところ、新ホールの整備にいくら費用がかかるのかは検討もつかない。そもそもホールの建設では、舞台装置の構成等によって「凄く単価が違う」（甲51号証の1・6頁・B委員）ものであり、別の場所にグレードを下げて作ったから「新町西地区で本件事業を推進するより安くなりました」となるわけではない。むしろ、

再開発事業として国の補助等が期待できない以上、より「割高」なものを掴まされることは目に見えている。

- 4 以上のような事情は、これまで10年以上にわたって新町西地区に新ホールを整備する計画を検討し、その実現に向けて本件事業の実務を積み重ねてきた被告市の職員らも内心では重々理解していると思われる。たとえば、松本泰典都市整備部長が、遠藤市長就任後の新聞取材に対して「これまで事業を進めてきた立場として『戸惑いがなかったとは言えない』としながらも『市長が事業をやめると言えば、それに従うのは市職員として当然だ』とも話した」（甲19号証の18）と発言したことからもこのような事情が窺え、「市長と職員の意思疎通も十分に図れていない」（甲19号証の20）ために、遠藤氏が独走している状態としか考えられない。
- 5 原告が繰り返し主張したとおり、本来であれば、被告市自身が、このような「政策」の誤りを認め、勇気を持って「白紙撤回の撤回」をすべきであるが、現在の遠藤市政ではこのような英断は期待できない。被告市の不合理な政策を糺すためにも、本件訴訟において本件権利変換計画の不認可という違法な処分を直ちに取り消し、認可を義務付ける必要がある。裁判所の適切かつ合理的な判断を期待するものである。

以上